

農林水産部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会審査報告書 (鳥取県立とつとり賀露かにっこ館)

農林水産部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（以下「審査・運営評価委員会」という。）として、次のとおり鳥取県立とつとり賀露かにっこ館（以下「かにっこ館」という。）の指定管理候補者を鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第5条の基準に基づいて審査・選定した。

1 指定管理候補者

一般財団法人鳥取県観光事業団（鳥取市相生町四丁目411番地） 理事長 安田 達昭

2 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

3 指定管理料の額 255,170千円（債務負担行為額263,063千円）

[参考] 単年度指定管理料の額

年度	指定管理料の額
令和6年度	51,109,000円
令和7年度	51,081,000円
令和8年度	51,081,000円
令和9年度	51,081,000円
令和10年度	50,818,000円

4 選定理由

かにっこ館の指定管理者の指定に当たっては、2団体から応募があり、審査委員会において指定手続条例第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、サービス向上、利用促進、観光振興及び水産振興への取組、施設設備の維持管理など種々の点で努力や、積極的な工夫が図られるとともに、これまでの実績や経営基盤の安定性も認められることから、上記の団体を指定管理候補者として適当であると認めた。

5 公募の経緯

(1) 募集期間

令和5年7月11日から同年8月25日まで（現地説明会7月31日）

(2) 応募者（受付順）

応募者	所在地	代表者
とつとり賀露かにっこ館活性化共同企業体 (代表法人) 株式会社イズミテクノ (構成団体) 株式会社富山学園	広島市西区商工センター2-3-1 広島市中区大手町3-8-5	代表取締役 本田 雅彦 代表取締役 富山 太朗
一般財団法人鳥取県観光事業団	鳥取市相生町四丁目411番地	理事長 安田 達昭

6 審査委員会の選定経緯

(1) 審査委員

名前	所属・役職等
戸苅 丈仁	公立鳥取環境大学環境学部 准教授
西村 隆行（副委員長）	山陰みらい税理士法人 税理士
岸 多津	鳥取市賀露地区公民館 主任
上嶋 仁美	全国漁業信用基金協会鳥取支所 主事
鈴木 由香利（委員長）	鳥取県農林水産部水産振興局長

(2) 開催経緯

- ア 第1回審査委員会：令和5年6月29日
かにっこ館の概要及び指定管理者制度の説明、募集要項・審査項目等の審議
イ 第2回審査委員会：令和5年9月11日
面接審査の実施後、採点及び採点結果の審議、指定管理候補者の選定

(3) 選定基準

選定基準	審査項目	配点
1 施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	・管理の基本的な考え方の適合性 〔施設設置目的の理解 指定管理者を希望する理由 管理運営の方針〕 ※平等な利用が確保できないと認められる場合は失格	必須
2 施設の効用を最大限に發揮させることであること。 (指定手続条例第5条第2号)	①施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 (水生生物の展示・紹介、出前かにっこ館、サービス向上策、利用促進策等) ②施設管理 (施設設備の維持管理・衛生管理、外部委託の考え方) ③開館時間、休館日 ④事故・事件の防止措置、緊急時の対応 ⑤個人情報保護等への対応 ⑥利用者等の要望の把握	65
3 管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	①収入の見積り、考え方 ②支出計画の見通し ③県の委託料額の多寡	15
4 管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	①法人等の財政基盤、経営基盤 ②組織及び職員の配置等 ③現在の施設職員の継続雇用に関する方針 ④関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ⑤法人等の社会的責任の遂行状況 〔障がい者雇用 男女共同参画推進企業等の認定等 ISO14001・TEAS I種規格等の認証等 あいサポート企業等の認定等〕 ⑥当該施設の管理運営状況の実績評価 ※申請者が現在の指定管理者の場合のみの審査項目	20

(4) 審査結果（面接審査及び書類審査）

※点数は審査会委員5名の平均

選定基準	配点	とつとリ賀露かにっこ館	(一財)鳥取県観光事業
		活性化共同企業体 A社	団 B社
選定基準1	適／不適	適	適
選定基準2	65	47.3	46.5
選定基準3	15	8.0	11.0
選定基準4	20	11.8	15.3
合計	100	67.1	72.8
提案された指定管理料		262,700千円	255,170千円

主な審査項目について

○選定基準1【施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること】

- ・両社とも施設の平等な利用を確保できるものであった。

○選定基準2【施設の効用を最大限に発揮させるものであること】

①施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容

→A社は同種施設の管理実績があり高く評価された。

②施設管理～⑥利用者等の要望の把握及び対応方針

→両社とも他施設の豊富な管理実績があり同等の評価であった。

○選定基準3【管理に係る経費の効率化が図られるものであること】

①収入の見積り、考え方～②支出の計画の見通し

→両社とも適切な計画となっており同等の評価であった。

③県の委託料の多寡

→B社は安価な委託料を提示し高い評価となった。

○選定基準4【管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること】

①法人等の財政基盤、経営基盤～③現在の施設従業者の継続雇用

→両社とも適切なものとなっており同等の評価であった。

⑤法人等の社会的責任の遂行状況

→B社は男女共同参画推進企業、環境配慮の認証登録企業（T E A S I 種）、あいサポート企業いずれも認証取得しており高い評価となった。

⑥当該施設の管理運営状況の実績評価

→B社は管理実績があり評価された。

○主な審査員意見

A社

- ・共同企業体として、両社の強みを活かした魅力的な内容である。
- ・不具合マップの作成が、修繕、更新の効率化につながり評価できる。
- ・現状人員とグループからの応援体制もあり、人員配置に問題ない。

B社

- ・スタッフと入館者との触れ合いもあり評価できる。
- ・近隣施設との連携について評価できる。
- ・できることが限られている中で、様々な知恵や工夫、努力がされている。
- ・利用者の声が反映できている。
- ・地域との連携が密であり、地域に根付いていることが伝わる。

7 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 管理運営の基本的な考え方

- これまで県立8施設の管理運営を担ってきたノウハウを活かして、様々な連携（他県の水族館との連携、鳥取砂丘コナン空港・環境大学との連携、近隣施設との連携）、利用者目線の運営（説明機能の充実、飼育状況の可視化、インバウンド対策）、集客促進等の拡充（広報の充実、SNSの活用、他の管理運営8施設と抱き合わせのキャンペーンや観光情報説明、有料体験メニュー、オリジナルグッズ製作等）により「観光振興」、「水産振興」、「体験学習の場の提供」の設置目的を達成していく。

(2) サービスの提供内容

- 解説文や説明による水生生物の魅力発信のほか、給餌、水槽清掃及びバックヤード等の飼育の様子を来館者に見て頂くことで水生生物に対する理解促進を図る。
- 新たな取組として、ナイトアクアリウム（夜間開館による水生生物の夜の行動観察）、かにっこ試食まつり（ハタハタ、カレイ、バイガイなどの試食）、カニのトークセッション（飼育員とカニ漁の漁師がズワイガニについて語り合う）、「四季の県魚」大喜利コンテスト（X（旧Twitter）によるコンテスト）を行い、水生物への理解促進、鳥取県水産物の普及・情報発信を図る。
- かろいち、わったいなどの協働による大漁収穫感謝祭、周遊bingo、合同除草などの実施、（株）鳥取空港ビルとの連携によるウォーキングなどの実施、賀露町自治会との様々な場面での連携を通して、賀露地域全体の賑わいを創出する。
- ミュージアムショップでは、障がい者就労事業所で製作されたオリジナルグッズ、職員製作のオリジナル工作キットを販売し、水生生物のフィギアのつかみ取り、カニのぬいぐるみくじなどを取り扱いアクセティビティの一つとして提供し来館者満足度向上を図る。
- 地元NPO法人等と連携した野外イベントの実施し、芝生広場を有効活用する。
- 出前かにっこ館は、実施期間を通年に拡大して実施することとし、その実費は原則として徴収する。
- 観光事業団管理施設全体として、観光団体及び観光事業者と連携して県内外やインバウンド、教育関係者と連携して教育旅行の誘致による集客促進を図る。
- すさみ町立エビとカニの水族館（和歌山県）及び宍道湖自然館ゴビウス（島根県）と連携し、展示方法やノウハウの共有、相互宣伝を図る。

(3) 施設管理

- 水槽清掃の徹底や芝生の適正管理により清潔な環境を維持するとともに、施設設備の異常の早期発見、早期対応を行うことで施設設備の長期使用を図る。
- 業務用床面清掃ロボットの導入により、省力化及び清掃頻度を上げ管理水準を向上させる。
- 機械警備及び廃棄物処理は、既存業者への随意契約による外部委託で管理する。
- 空調機械設備保守点検、清掃、海水取水施設維持管理、電気工作物保守及び消防設備保守点検は、入札による外部委託で管理する。

(4) 開館時間・休館日

- 午前9時から午後5時（最終入館は午後4時45分）
※ただし団体等の予約、夜のイベント等の実施時には時間延長
- 毎週火曜日（祝日の場合は翌平日、ただし3月24日～4月8日、7月20日～8月31日、12月24日～1月8日は無休）
※ただし団体等の予約の場合、可能な限り柔軟に対応

(5) 事故・事件の防止措置と緊急時の対応等

- 各々の緊急事態ごとにあらかじめ体制や手順を定めて適切に対応する。

(6) 管理経費

- 複数年契約や事業団一括契約などによる経費削減を行う。

(7) 組織及び職員の配置等

- 常勤職員：館長、マネージャー、主任、主事、リーダー、スタッフ3名の計8名